⑷　当機構の施工実績がある場合は、令和５年度及び令和６年度にしゅん功し引渡し済みの工事種類「土木」及び「土木工事」並びに「プレストレストコンクリート」及び「プレストレストコンクリート工事」における工事成績表定点の平均が、２年連続で60点未満でないこと。

⑸　工事全般の施工計画が適正であること。

⑹　全ての構成員は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。

なお、本工事は、受注者が工期の始期と終期を設定することができる工事であり、契約締結の翌日から工期の始期までの間は、配置予定技術者の配置を要しない。

また、代表者は、配置予定技術者のほかに専任補助者（当該配置予定技術者と同一の構成員の専任補助者に限る。なお、現場代理人及び専門技術者との兼務は認める。）を配置することができる。専任補助者数は配置予定技術者１名につき、それ以上とし、専任補助者は次に掲げるア、イ、エの基準を満たす者とする。

なお、専任補助者を配置する場合にあたっては、その配置方について、配置予定技術者と同様に「監理技術者制度運用マニュアル（平成16年３月１日国土交通省総合政策局建設業課）」によるものとする。

ア　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

イ　構成員のうち代表者は、平成22年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。）した⑶の①及び③に掲げる工事の施工経験を有することとし、その他の構成員は⑶の①から⑥に掲げる工事のいずれかの施工経験を有すること。

当該施工経験が共同企業体構成員としての経験である場合には、出資比率が10％以上のものに限る。

また、当該施工経験が当機構の発注した工事である場合には、工事成績評定点が65点以上のものに限る。

ただし、当機構の発注した工事のうち工事成績評定点の通知を受けていない工事又は一部しゅん功し引渡し済みの工事（当該工事の主たる目的物の引渡しに限る。）においても、要件を満たす場合は施工経験とすることができる。

なお、⑶に掲げる工事の施工経験を１名の配置予定技術者で要件を満たすことができない場合は、複数の技術者の組合せとすることができる。また、施工経験を１件名で満たすことができない場合は、複数件名の組合せとすることができる。専任補助者についても同様とする。

ウ　代表者が専任補助者を配置する場合は、上記イの施工経験に代えて下記の代要件の施工経験を有する配置予定技術者を配置できる。

配置予定技術者の経験
要件⑺　①鉄道橋りょう又は鉄道高架橋の下部工新設工事
代要件⑺　②橋りょう又は高架橋の下部工新設工事
要件⑴　③鉄道PC連続箱桁新設工事
代要件⑴　④ＰＣ上部工新設工事

エ　監理技術者（監理技術者の専任補助者を含む。）にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構理事長から「関東甲信地区」において独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成15年10月機構規程第83号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　１⑵に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本関係若しくは人的関係のある建設業者でないこと。

⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑽　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、当機構公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑾　「工事目的物の性能及び機能の向上に関する技術提案（以下「技術提案」という。）に係わる具体的な施工計画」が適正であること。

「技術提案に係わる具体的な施工計画」の提出にあたって、入札説明書の別冊図面及び別冊示方書に参考として示された図面及び示方書等（以下「標準案」という。）と異なる施工方法（技術提案）で施工する場合の具体的な施工内容を示した施工計画書を提出すること。「技術提案に係わる具体的な施工計画」が適正と認められない場合に、標準案に基づいて施工する意思がある場合には、標準案による施工計画を併せて提出すること。

また、標準案に基づいて施工しようとする場合には標準案による施工計画を提出すること。

⑿　ＶＥ提案に係る具体的な施工計画が適正であること。

ＶＥ提案に係る具体的な施工計画の提出にあたって、標準案と異なる施工方法（ＶＥ提案）で施工する場合の具体的な施工内容を示した施工計画書を提出すること。なお、ＶＥ提案が適正と認められない場合には、標準案に基づいて施工する意思があるものとみなします。

また、ＶＥ提案を行わずに標準案に基づいて施工しようとする場合は、その旨をＶＥ提案資料に記載すること。

⒀　入札参加者は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約申込心得第８条の規定に抵触する行為を行わない旨の誓約書を５⑶の申請書及び資料とともに提出すること。

３　総合評価に関する事項

⑴　入札の評価に関する基準　本工事の総合評価に関する評価項目は次のとおりとする。なお、技術提案は、入札説明書及び技術提案作成説明書に基づき作成するものとする。

ただし、総合評価に関する技術提案のうち、４　ＶＥ提案として採用されたものは、技術提案評価の対象としないものとする。

なお、評価にあたってはその内容をヒアリングする場合がある。

ア　品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性を評価する。

イ　工事全般の具体的な施工計画に関する技術提案について評価する。
・工程確保や安全対策に配慮した施工計画（環境保全に係る提案を除く）

ウ　工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案について評価する。
・鉄道構造物に関するRC構造物（橋脚）又はＰＣ構造物（上部工）の施工管理又は品質管理に係る施工計画
・鉄道構造物に関する基礎構造物（場所打ち杭、フーチング）の施工管理又は品質管理に係る施工計画（ケーソンに係る提案を除く）

エ　ワーク・ライフ・バランス関連認定制度における取得状況、「労務費見積り尊重宣言」の取組状況又はカーボンニュートラルに資する認証制度における取得・参加等の状況について評価する。

⑵　総合評価の方法　価格及び提案に係わる総合評価は、標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

ア　標準点　⑴に示す評価項目の提案が標準案の要求要件を満足する場合、標準点100点を与える。

なお、標準案に基づく入札参加者には、標準点100点のみ与える。

イ　施工体制評価点及び加算点　施工体制評価点は、⑴アに示す評価項目について、最大30点を与える。

加算点は、⑴イからエまでに示す評価項目について、合計で最大30点を与える。

なお、⑶におけるヒアリング結果によっては、加算点を減ずることがある。

⑶　施工体制確認のためのヒアリングの実施　施工計画等（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。

⑷　技術提案の採否　技術提案の採否については、表－１④に示す期日までにＶＥ提案の採否と併せて通知する。

⑸　落札者の決定方法

ア　入札参加者は、価格及び⑴に示す評価項目の提案をもって入札し、次の⑺から⑼までの全ての要件を満たす者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

⑺　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

⑴　⑴に示す評価項目の提案が標準案の要求要件を満足していること。

⑼　評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値に対して下回らないこと。